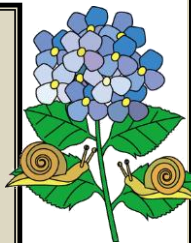


静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



第 8 号

発行：平成 25 年 7 月 1 日  
住所：静岡市駿河区南町 5 番 3 号  
TEL：054-287-5091  
FAX：054-287-5092  
E-mail：syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp  
HomePage：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検を通じて 住民の安心と安全を追求します。

一人では不可能でも みんなで共同すれば 一括大括り発注に対応できます。



### ◆◆◆ 第 19 回通常総会 ◆◆◆



第 19 回静岡県消防設備保守点検協同組合通常総会を、平成 25 年 5 月 23 日(木) 午後 4 時 30 分から静岡市内の中島屋グランドホテルで開催しました。

西川理事長は、「組合員数も発足当時の組合員 15 人から、ほぼ 3 倍 44 組合員となった。組合設立当初の平成 6 年頃の国内経済は、バブル経済崩壊後の長期閉塞感が覆っており、我が消防設備点検業界においても、違法行為ともなる無資格者に点検を行わせるなど、資格者による点検業務が失われる状態が発現していた。組合の活動は、消防設備点検業務における、点検制度を資格者に取り戻すことを目的に事業展開をしてきた。消防設備等の点検は、消防法に基づく法定点検であり資格者による業務独占が定められた、資格者のない者の点検は消防法違反行為となり、それゆえに、消防設備士等の資格者には誠実業務が法により義務付けられている。大規模施設や一括発注における年 2 回の点検周期では、限られた工期で適正な人員配置が必要とされ、一社での業務委託では、技術者である資格者を多数常用雇用することは非常に困難である。官公庁発注委託の再委託禁止条項を満たすには、多くの中小企業が相互扶助により集結し、多数の資格者を確保する協同組合こそが、消防法遵守に基づく資格者の業務独占のもとで、行政の要望に沿った業務体制がとれ行財政改革にも合致すると、主張してきた。



▲理事長挨拶

組合の共同受注実績は、平成 22 年度以降昨年まで 1 億 2 千万余の受注額で、適格組合の成功事例として全国にも紹介された。今年度は静岡県庁舎(4 棟)の受注も確定し、静岡市教育委員会の業務にも組合応札を決定しているなど、平成 25 年度は永年の懸案事項である静岡地区の更なる組合加入の増強、その定着化への足がかりができるものと考えている。

今後とも、法令順守を堅持し、“安心・安全のための適正点検に終わりは無い”ということを経営に銘じ、組合事業の充実と業界の地位向上を目指して頑張っていくと、今後の抱負を述べました。

当日の総会には、組合員 44 人(委任状 19 人)、共同受注役員等 11 人のほか、静岡県危機管理部(長尾部長代理)、静岡市消防局(望月追手町消防署長)、静岡県産業経済部(篠原部長代理)、中小企業団体中央会(矢部課長代理)の出席を賜りました。総会後の懇親会には、田辺静岡市長にもご臨席をいただき、各防災機器メーカー静岡支社長等も交えての有意義なひと時となりました。



▲田辺静岡市長

総会では、平成 24 年度事業報告、平成 25 年度事業計画・収支予算案、役員改選など 7 議案を審議し、満場一致で承認されました。

役員改選では、理事長他全員が再選されました。



▲長尾部長代理



▲望月追手町消防署長



▲篠原部長代理



▲矢部課長代理

< 第 19 回通常総会議案 >

- 第 1 号議案 平成 24 年度事業報告、決算諸表等に関する件 . . . . . 承認可決
- 第 2 号議案 理事及び監事の選挙に関する件 . . . . . 承認可決
- 第 3 号議案 平成 25 年度事業計画及び収支予算決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 4 号議案 平成 25 年度賦課金徴収方法決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 5 号議案 借入金残高の限度額決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 6 号議案 新規組合加入者の加入手数料の件 . . . . . 承認可決
- 第 7 号議案 役員報酬決定の件 . . . . . 承認可決



総会終了後、ご来賓の皆様を交え、同会場にて懇親会を開催しました。



懇親会は、田辺静岡市長のユーモアのある話題で会場が笑いに包まれるなど、終始和やかで、そこそこで笑顔の交流が広がっていました。

皆様、お忙しい中ご出席下さり、ありがとうございました。

◆◆◆ 平成 25 年度静岡県庁舎消防設備点検業務 ◆◆◆



静岡県庁（本館、東館、西館、別館、青葉駐車場）の消防用設備点検委託については、その発注方式が平成 22 年度から従来の指名競争入札から一般競争入札に変更となり組合応札が可能となってから、今回、4 年目にして受注することができました。

組合では、「官公庁発注の委託契約の条件である主たる業務の再委託禁止条項を満たすには、多くの中小企業が相互扶助により集結し、多くの資格者数の確保が可能となる協同組合によって、資格者の業務

独占のもとに発注条件に沿った業務体制がとれ、消防法遵守に基づいた点検・報告制度に対応でき、行財政改革にも合致する。」と主張してきました。

従って、4 年目にして初の受注となった、この庁舎受託業務に参加する組合員には、これまでの協同組合活動の集大成として、法令順守に則った法定点検の模範となるよう、キチンとした点検は勿論のこと、更に信頼を得られる様、全力で取り組んでもらわなければなりません。

平成 25 年 5 月 20 日(火) に幹事会社鈴与技研㈱で行われた配分協議では、それらのことを十分に議論し、各棟の担当組合員が決定されました。

幹事会社・・・鈴与技研㈱

- |               |   |                   |
|---------------|---|-------------------|
| 担当組合員<br>(代表) | } | 本館・・・日興電気通信㈱      |
|               |   | 東館・・・静岡ニッタン㈱      |
|               |   | 西館・・・鈴与技研㈱        |
|               |   | 別館・・・セルコ㈱         |
|               |   | 青葉駐車場・・・㈱アオイテレテック |



▲鈴与技研にて

6 月 25 日からは、東館の点検が始まりました。当日は、9 時 30 分に幹事会社業務責任者の岩田課長（鈴与技研）、担当組合員（代表）の鈴木課長（静岡ニッタン）他 9 人の総勢 11 人が本館 1 階管財課前に整列し、担当の武島主査から作業員確認を受けてから業務が開始されました。



▲本館 1 階管財課前



▲東館地下 1 階監視室



▲東館屋上機械室

◆◆◆ 新規受注情報(速報) ◆◆◆



平成 25 年度静岡市教育委員会消防設備等保守点検業務は今年度から条件付一般競争入札となりました。5 月 16 日に入札公告、入札日は 6 月 26 日 10 時からの入札で、発注はその 1 (33 施設)、その 2 (33 施設)、その 3 (30 施設)、その 4 (51 施設) の 4 ブロックでした。組合はその 1、その 2 の 2 ブロックを新規受注しました。

## ◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。そのため、その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。

組合員は、こうしたことを十分に認識し、法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

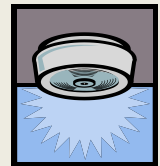
### 組 合 の 消 防 設 備 点 検 の 流 れ

事前に

- ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。
- 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。

実施時に

- 点検従事者はいつでも、資格者証、健康保険証、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。

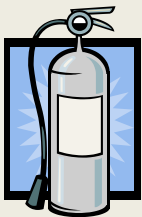


・健康保険証の提示は、平成22年度から、静岡県における消防設備点検業務委託において、業務再委託の未然防止を徹底するため、入札参加資格要件である「自社社員」の確認事項として定められています。

・平成25年3月8日静岡県管財課長から「再委託については原則禁止とし、ただし書きによる“あらかじめ承諾を得た場合はこの限りでない。”は、自家発電機の点検など消防資格者以外の資格が必要とされる場合など、社会通念上妥当であると認められるものに限り適用するものであり、理由もなく業務の再委託を認めるものではない。」との文書回答をいただきました。

- ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。

終了時に



- 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。
- 適正点検実施の証として点検済証（ラベル）を設備に貼ります。
- 点検票にて、結果報告します。
- 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。
- 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。

・消防設備点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者を全員記載します。平成23年12月28日付消防庁通達（予防課）の質疑応答において、「点検者全員記載は自明であり、その場合の様式としては様式第3の点検者一覧表の利用をして良い。」との見解が示されました。

注) 点検業務に従事した資格者全員記載については、平成22年11月8日総務省消防庁予防課に「自明である。」ことを確認済み。

・消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの（原則は3年）については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。



顧問弁護士 吉川友朗

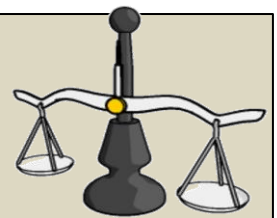
静岡法律事務所

静岡市葵区馬場町 43-1

TEL 054-254-3205

FAX 054-253-5009

## ◆◆◆ 組合顧問弁護士の法律メモ ◆◆◆



### ～ 事業承継について ～

前回に引き続き、今回も事業承継のお話をしていきたいと思ひます。前回、事業承継において検討すべき事項として、①事業の存続可能性の見極めること、②事業方針の決定、③承継先の決定、④後継者等の育成、⑤後継者や承継先に従業員や取引先との信頼関係の引き継ぐこと、⑥法務・税務対策を行うこと、⑦その他人間関係の調整の七項目を挙げましたので、今回はこの項目に沿ってお話致します。

まず、①は、引継ぎをする会社の状況を把握し、事業として存続していくことができるか否かを検証することであり、これは特別なことではなく、日々の経営の中で、経営者として絶えず行っていることだと思ひますが、そもそも事業存続の可能性がなければ、事業承継など検討する余地がありませんので、①は事業承継の大前提となるものです。よって、この点については、慎重な検討を要する事項であり、これ如何によって、事業承継の具体的内容も大きく変わってくることに留意する必要があります。

②は、事業をいつ誰に（子息・子女、親族である役員、親族以外の役員、第三者など）承継するのか、どのような承継手続（売買、生前贈与、相続）を選択するのかなどを今後の事業展開を踏まえながら決定することです。この点は、①の検討を前提とするものであり、事業承継の大枠を決定するものですので、いわば事業承継の土台となるものですので、非常に重要な事項です。

③は、②において、適切な承継先を見つけることができなかつた場合に問題となる事項ですので、②において承継先を決定することができていた場合には、検討項目から除外されますので、必ず検討しなければならないわけではありません。

④以下については、次回以降にお話致します。

## ◆◆◆ 共同宣伝活動報告 ◆◆◆

\* 県庁管財課、静岡県消防長会会長等を訪問しました。



▲5. 9 県庁管財課



▲5. 28 長田消防局長



▲5. 28 望月追手町消防署長



▲6. 13 中央会会長室



▲6. 18 第3回理事会



# 当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。



官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。

## 静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿(平成25年6月末現在)

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	掛川営業所	松下 隆弘	掛川市藪ヶ谷	0537-22-0119
(株)アオイテレテック	宇式 三郎	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
エイ・エス・エス(株)	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-203-7161	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-689-2389	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	日興電気通信(株) 本社	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1125
セルコ(株) 静岡支店	水野 裕章	静岡市駿河区	054-288-2210	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	054-398-9502	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理 事 長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副 理 事 長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)エス・イー・エフ施工サービス	寺田 岳人	磐田市白拍子	0538-35-8520	副 理 事 長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	専 務 理 事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理 事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
北島電設	北 島 誠	浜松市東区	053-433-5303	理 事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監 事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監 事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	事務局職員	鷲巣節子		